

習志野市教育支援委員会に必要な検査に関する基本方針

令和7年3月31日

1. はじめに

この方針は、教育支援委員会において審議資料を作成する際等、必要となる発達検査や知能検査等について、実施場所や種類についての基本的な方向性について示すものである。

2. 教育支援委員会における知能検査・発達検査の基本方針

教育支援委員会の審議資料作成のための検査は、保護者に費用負担を求めない

- (1) 教育支援委員会での審議に必要な検査として、田中ビネー式を推奨する。
- (2) 市立各小・中学校において、知能検査（田中ビネー式）を実施する。
- (3) Wisc（ウィスク）等、他の知能検査・発達検査を他の相談機関等で検査を受けている場合は、その結果を用いることも可とする。

※次の場合は教育委員会において、保護者の費用負担なく別の検査も実施する。

- ・心理士による Wisc 等の検査→田中ビネー式で検査項目に偏りのあった者

3. 検査の実施体制について

- (1) 校内で検査の実施 → 田中ビネー式知能検査

①校内支援委員会での検討材料として

- ・校内の見立てで、知的な遅れの有無についておおよそ見当のつくもの
- ・上記判断に迷う者
 - ア 既に医療機関、相談機関とつながりがある場合は、当該施設・機関での検査を勧める。
※数値の他に検査時の様子等、処方箋作成、診察・相談の記録として必要な場合があるため
 - イ 医療機関、相談機関との繋がりが無い場合は、指導課での検査実施に申し込みをする。

②審議の資料として

- ・①で実施済みの検査を活用する
- ・知能検査等を受けていない場合は、入学予定校で田中ビネー知能検査の実施を依頼する可能性あり。

- (2) 指導課で検査の実施

- ・学校からの依頼を受け、有資格者による WISC 等検査の実施。

4. 所管

この方針による取り扱いは、学校教育部指導課が所管する。

5. 実施時期

この方針による取り扱いは、令和7年4月1日から実施する。

教育支援委員会の審議に必要な検査の種類一覧

学びの場		検査の種類
特別支援 学校	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田中ビネー式知能検査 ・ ウェクスラー系の知能検査 （WISC、WIPPSI） ・ S-M社会生活能力検査 ・ 遠城寺式幼児分析的発達検査法 等
特別支援 学級	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田中ビネー式知能検査 ・ ウェクスラー系の知能検査 （WISC、WIPPSI） ・ S-M社会生活能力検査 ・ 遠城寺式幼児分析的発達検査法 等
	自閉症・情緒 障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田中ビネー式知能検査 ・ ウェクスラー系の知能検査 （WISC、WIPPSI） ・ S-M社会生活能力検査 等
通級指導 教室	言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田中ビネー式知能検査 ・ ウェクスラー系の知能検査 （WISC、WIPPSI） ・ S-M社会生活能力検査 ・ 構音検査 ・ 吃音検査 等
	聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田中ビネー式知能検査 ・ ウェクスラー系の知能検査 （WISC、WIPPSI） ・ S-M社会生活能力検査 ・ 聴力検査 ・ 構音検査 等
	LD・ADHD 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田中ビネー式知能検査 ・ ウェクスラー系の知能検査 （WISC、WIPPSI） ・ S-M社会生活能力検査 等

※上記に挙げた検査の内、2つ以上を行い、審議資料として提出する。